



平成 21 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 三 陽 商 会  
代 表 者 名 代表取締役社長兼社長執行役員  
杉 浦 昌 彦  
(コード番号 : 8011 東証第一部)  
問 合 せ 先 常務取締役兼常務執行役員  
人 事 総 務 本 部 長  
松 浦 秀 治  
TEL (03) 6453-3852

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 12 日開催の取締役会において、平成 21 年 3 月 27 日開催予定の当社第 66 期定時株主総会に下記のとおり定款一部変更議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、振替制度に一斉移行されました。これに伴い、株券の存在を前提とする規定は不要となりますので、これらを削除するとともに、その他条数の繰上げおよび条文の形式的な整備等所要の変更を行うものであります。なお、現行定款第 7 条につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日を効力発生日として廃止する定款変更決議をしたものとみなされております。
- (2) 附則については、効力発生日経過のため、これを削除するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線 部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第 7 条 <u>当会社は、その株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 当会社の単元株式数は 1,000 株とする。</p> <p>② <u>当会社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p><u>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 9 条 当会社の<u>株券の種類、株主（実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取および買増請求の取扱い、株主の権利行使の手続その他株式に関する手続</u>ならびに<u>手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第 10 条～第 12 条 &lt;省 略&gt;</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当会社の単元株式数は 1,000 株とする。</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 8 条 当会社の<u>株式に関する取扱いおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第 9 条～第 11 条 &lt;現行どおり&gt;</p>

<p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は毎年12月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第14条～第31条 &lt;省略&gt; (剰余金の配当)</p> <p>第32条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年6月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第33条～第34条 &lt;省略&gt;</p> <p>附 則</p> <p><u>第3条(本店の所在地)の変更は、平成20年4月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は当該本店移転日経過後、削除されるものとする。</u></p>	<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は毎年12月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第13条～第30条 &lt;現行どおり&gt; (剰余金の配当)</p> <p>第31条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年6月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第32条～第33条 &lt;現行どおり&gt; &lt;削除&gt;</p>
---	--

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年3月27日(金)  
定款変更の効力発生日 平成21年3月27日(金)

以上